

令和 8 年 7 月 17 日

各 都 道 府 県 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局

学校教育に係る保護者の負担軽減プロジェクトチーム

学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の事例
周知について

「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について（通知）」（令和 7 年 6 月 25 日付け 7 文科初第 873 号）において、現下の物価高により影響を受ける家計の負担軽減が一層重要となっていることも踏まえ、各教育委員会等が保護者等の負担を軽減するために工夫をしている事例を周知するとともに、積極的な取組検討を依頼し、既に保護者等の負担軽減の取組を実施している教育委員会等に対しては情報を提供いただいたところです。

この度、教育委員会等の御協力のもと、保護者等の負担としていた教材等の学校備品化、学校指定品の見直し、制服や教材等の再利用、消耗品の学校による準備といった取組により、学校教育に係る保護者等の負担軽減に努めている事例を別添 1 及び別添 2 のとおりまとめました。

各教育委員会等におかれては、これらの事例や、各教科等で使用する教材のうち、学校に備えるべき品目や数量の目安を示した「教材整備指針」に基づき自治体が教材を整備できるよう所要の地方財政措置が講じられていること等を踏まえ、補助教材及び学用品等の在り方について、使用頻度や負担に値するかといった観点で合理性、必要性を再考の上、引き続き地域の実情に応じて、積極的に取組を御検討いただきますようお願いいたします。

その際、教材等の管理に当たっては、事務職員や教員業務支援員等が担当するなどして、教師や特定の職員にとっての負担が過重なものとならないよう留意しつつ、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用や、各学校において保護者や P T A 等との検討の場を設けること等により、学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の取組について地域や保護者の理解・協力を得ることや、共同学校事務室を通じて保護者等の負担軽減策に取り組むことについても御検討いただきますようお願いいたします。

なお、各 P T A 関係団体に対しては、別添 3 のとおり各教育委員会や学校への協力を依頼

していることを申し添えます。また、本年夏頃には共同学校事務室の事例集について各都道府県教育委員会等に周知する予定です。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては所管の学校及び学校法人等に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、附属学校を置く各国公立大学法人学長及び各公立大学法人理事長におかれては、その管下の学校に対して、本事務連絡の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお、学校の負担軽減を図る視点から、同時期に他の通知等がある場合には、所管の学校に対してまとめて送付いただくなど、教育委員会等において必要に応じて対応を御検討いただけますと幸いです。

<添付資料>

- (別添 1) 学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の事例
- (別添 2) 教育委員会が取り組んでいる事例の詳細について
- (別添 3) 学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の取組に係る御協力
のお願いについて (依頼)

<参考資料>

- 学校における補助教材の適正な取扱いについて (平成 27 年 3 月 4 日文科初第 1257 号)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyozai/mext_02559.html
- 学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて (平成 30 年 3 月 19 日初財務第 26 号)
https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11402417/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1402673.htm
- 学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて (令和 5 年 10 月 23 日付事務連絡)
https://www.mext.go.jp/content/20250601-mxt_shuugaku-100001985_001.pdf
- 学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について (令和 7 年 6 月 25 日文科初第 873 号)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/1408866_00001.htm
- 学校と教師の業務の 3 分類
https://www.mext.go.jp/content/20250929-mxt_syoto01-000044682_06.pdf

- 学用品等に係る保護者等の経済的負担軽減について
<義務教育段階>
文部科学省初等中等教育局財務課
電話 : 03-5253-4111 (内線 5786)
- <高等学校段階>
文部科学省初等中等教育局高等学校振興課高校修学支援室
電話 : 03-5253-4111 (内線 3578)
- 通学用服の選定について
文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
電話 : 03-5253-4111 (内線 3298)
- 教材の学校備品化について
文部科学省初等中等教育局参事官 (デジタル学習基盤担当) 付
電話 : 03-5253-4111 (内線 3134)